

(別添)

法定福利費の適切な支払いのための取組について  
(令和5年11月1日以降適用)

- 1 受注者は、請負契約締結の日から起算して14日以内に法定福利費を明示した工事打合簿を監督員へ提出するものとする。
- 2 対象とする工事は、農林水産部及び各地域県民局地域農林水産部発注の令和5年11月1日以降に公告又は指名通知する工事のうち、低入札となった工事とする。
- 3 発注者は、受注者から提出された工事打合簿に明示された法定福利費額について、県積算から合理的に推計される法定福利費の概算額（以下「県積算の法定福利費概算額」という。）との比較により、法定福利費額が適切に請負契約に計上されていることを確認する（確認を行う工種は、別紙に記載のものに限る）。
- 4 県積算の法定福利費概算額は、別紙に定める算定基礎額に算定率を乗じて算出するものとする。
- 5 受注者により明示された法定福利費額が、県積算の法定福利費概算額の2分の1を下回るときは、発注者は受注者に対して算出根拠の確認を指示し、誤記等があれば訂正を指示する。
- 6 受注者による算出根拠の確認を経てもなお上記5基準以上の乖離幅がある場合においては、発注者は別添様式により県土整備部監理課長に対し通知するものとする。
- 7 農林水産政策課長は、必要に応じて県土整備部監理課長及び発注者と連携し、受注者に対して法定福利費の適切な支払いについての確認を行う。